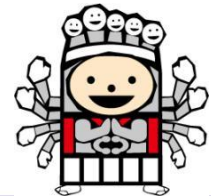


高鍋町景観計画



宮崎県 高鍋町

平成25年10月

はじめに



第1回 高鍋町景観絵画コンクール 入賞作品

わがまち高鍋町は、県の中央部に位置し、海や山に囲まれた美しい自然あふれる町で、古くから「歴史と文教の町」としての伝統のある町です。

これら高鍋町の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全することや、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、住民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、住む人、訪れる人の共感を呼び、本町の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化など、景観まちづくりへの展開にもつながります。

そのため、高鍋町は平成 22 年 1 月 1 日に、景観法に基づく景観行政団体に移行し、豊かな自然と伝統文化を活かした魅力的な景観づくりについて取り組む意思を表明したところです。

現在、人々の価値観は量的充実から質的向上へと変化しており、心に潤いを与えるまちなみ景観や自然景観への関心が高まってきています。

しかしながら一方では、経済的効率性を追求したまちづくりにより、景観に配慮されない建物や工作物等が散見され、潤いのある景観が損なわれつつあります。

これらの背景や一連の取り組みを受けて、高鍋の歴史・文化により醸成された、本町の宝ともいふべき先人から受け継いだ“高鍋景観”を守り、育てていくための取り組みが必要とされています。

そのため高鍋町では、地域振興につながる景観まちづくりへの発展を見据えつつ、ノーマライゼーションの考え方やユニバーサルデザインの理念に基づく安全・快適ですべての人に優しいまちづくりと共に、本町の豊かな資源を活用した高鍋らしい景観づくりを推進するために、今後の羅針盤となる「高鍋町景観計画」を住民のみなさんとの協働により策定しました。

誰もが住みたくなり、訪れたいくなる、そんな高鍋町を住民のみなさまと一緒に創造していきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第1回 高鍋町景観写真コンテスト 入賞作品

平成25年10月

高鍋町長 小澤 浩一

高鍋町景観計画 目次

序章 景観形成の考え方

第1節 景観形成の意義	1
第2節 景観計画の位置付け	2
第3節 高鍋の景観特性	3

第1章 景観計画の区域 [景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域	10
-------------	----

第2章 良好な景観の形成に関する方針 [景観法第8条第3項]

第1節 基本目標	11
第2節 景観形成の基本方針	11
第3節 景観構造別景観形成方針	17

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第2号]

第1節 届出対象行為	25
第2節 届出対象行為に係る景観形成基準	28

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 [景観法第8条第2項第3号]

第1節 景観重要建造物の指定の方針	31
第2節 景観重要樹木の指定の方針	32

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項 [景観法第8条第2項第4号]

第1節 基本的な考え方	33
第2節 景観重要公共施設の指定の方針	33
第3節 景観重要公共施設の整備に関する考え方	33
第4節 協議の要領	34

第6章 景観づくりを推進するために

第1節 推進体制	35
第2節 審査体制	36
第3節 景観計画の適用体制	36
第4節 効果的な景観形成推進にあたって	37

参考資料

1. 景観計画における色彩基準	資-1
2. 用語集	資-2

序章 景観形成の考え方

第1節 景観形成の意義

景観とは？

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。つまり景観は「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

景観形成とは？

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。

景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持・継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。

本計画では、高鍋町の豊かな自然や歴史的なたたずまい、良好なまちなみ景観の保全はもとより、特に新しく創出するものについて、重点的な景観形成に取り組みます。そのため、良好な景観の形成には、住民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要です。

景観形成の意義！

高鍋町の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全すること、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、住民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。

また、人々の「住んでよかった、訪ねてよかった」という共感呼び、町の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や住民活動の活性化などにもつながります。

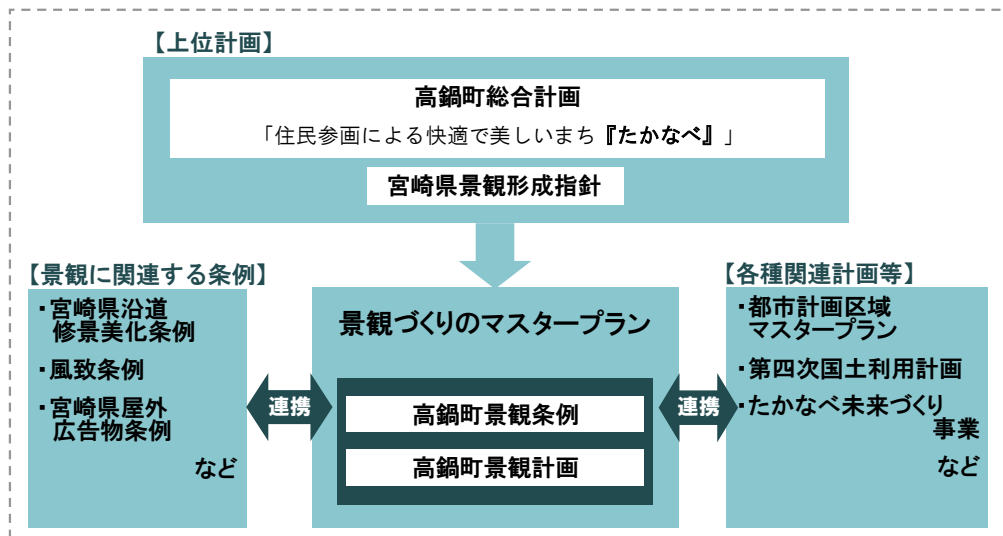


第2節 景観計画の位置付け

良好なまちなみづくりを進めるにあたって、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。

高鍋町景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、文化が織り成す高鍋らしい景観を“守り”“育み”“つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めたマスタープランです。

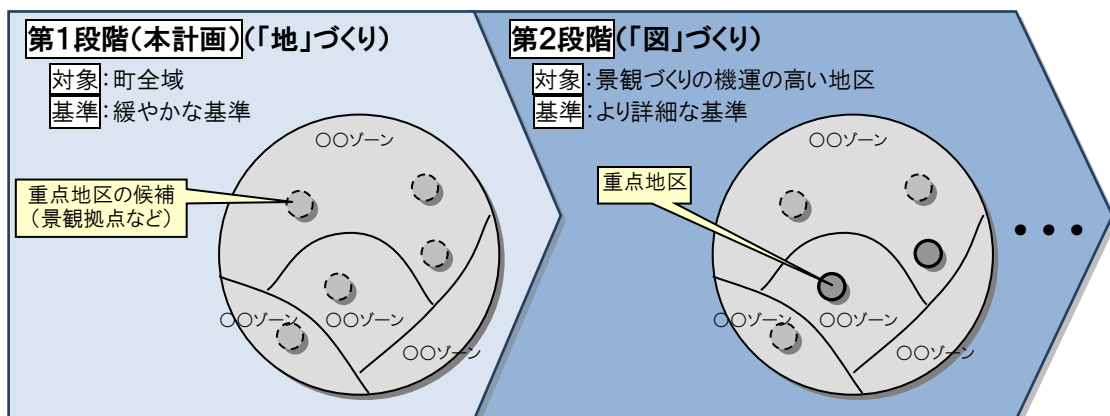
今後は、本計画に基づき、町の景観の特性を活かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。



▲高鍋町の景観計画の位置付け

また、高鍋町では、これまでに町域全体に関する景観形成の取組みはなく、今回の取組みがはじめてとなります。そのため、まずは景観づくりの土台となる、良好な景観形成の必要性への理解や、望ましい景観形成のイメージ共有を主な目的に、町域全体を対象とした景観の「地」づくりのための緩やかな基準等を含む景観計画を作成します。

さらに、高鍋を代表する景観をもつ地区などで、景観づくりへの機運が高まった段階で、きめ細かな基準等を含む景観形成重点地区(仮称)への指定を検討するといった、“段階的な計画策定”を進めていくこととします。



▲段階的な計画策定のイメージ

第3節 高鍋の景観特性

現地調査の結果や高鍋町景観計画策定懇談会等における住民意向踏まえて、高鍋の主な景観構造、特性を以下のように整理しました。

1. 高鍋の主な景観構造

高鍋町の景観を概観すると、小丸川と宮田川によって形成された三角州の平野の南側には、近世城下町を基盤として集積した市街地の景観および幹線道路を軸とした沿道型市街地の景観が広がっています。

小丸川の北側を中心に水田が広がり、山際や幹線道路沿いに集落が並び、のどかな農村景観を形成しています。水辺や水田は景観を阻害する障害物が少ないため、小丸川の水辺や水田の中を走る道路からは、中景の丘陵地越しに雄々しい、九州山地を望む雄大な景観となっています。

平野を囲うように広がる台地上は平坦で、雄大な茶畑やキャベツ畑等が主となっており、景観を阻害するような障害物が少ないため、開放感のある農業景観が広がっています。北側の台地では、農地の中に古墳が散在しており、歴史的景観と文化的景観が重なり合った個性的な景観がみられます。平野の西側は宮田川やその支流が入り組んだ複雑な地形を作り出し、高鍋湿原など豊かな自然環境および自然景観を生み出しています。また、平野と台地の境となる傾斜地は傾斜が急であるため、高鍋大師や高鍋城址などの台地の縁は、高鍋町のほぼ全体を見通すことのできる良好な眺望点となっています。

日豊本線以东には、砂浜の海岸と防潮林が南北に広がり、風を遮る大きな半島や島がなく、外洋に直接面している日向灘は、雄々しい雄大な景観を生み出しています。

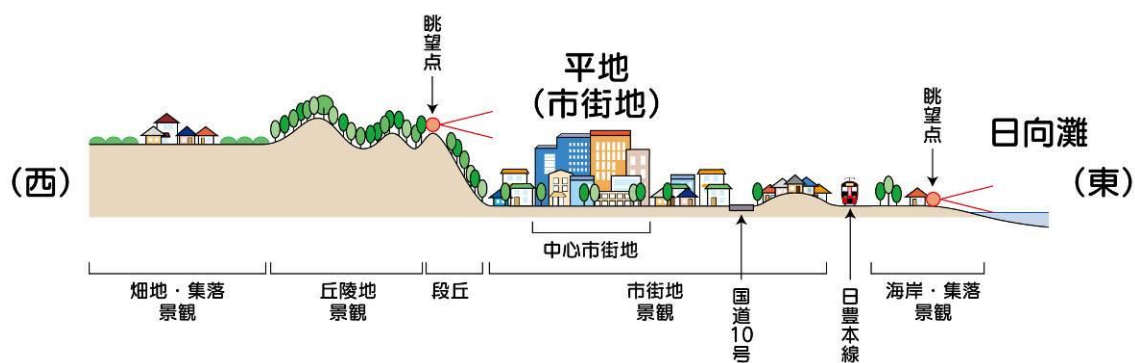
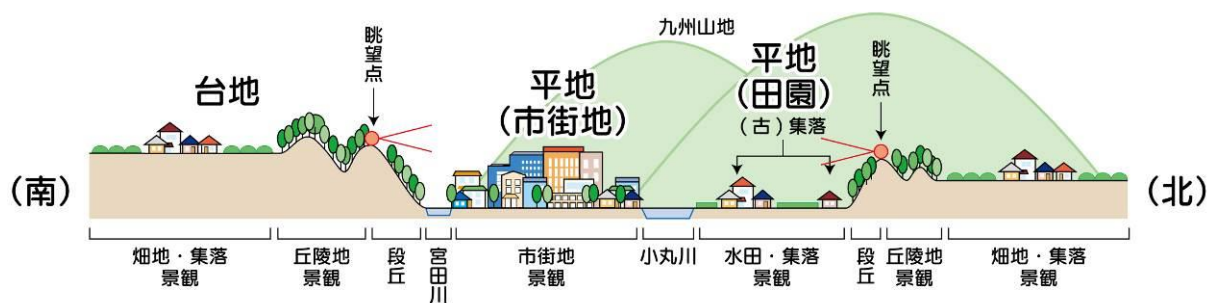
これに加えて、高鍋城址や黒水家住宅をはじめとした点在する歴史的資源や、高鍋神楽をはじめとした祭事等の生活文化から醸成された文化的景観などが相俟って、高鍋らしさや景観の魅力を醸成しているものと考えられます。



▲海からみた高鍋町の眺望



▲高鍋町の主な景観構造（平面）



▲高鍋町の主な景観構造（断面）



2. 高鍋の主な景観特性

①市街地景観

○平野に集積する市街地の景観

- ・三方向を山で囲まれ、境界が明確な平野に集積する市街地の景観です。
- ・日除け暖簾による店舗デザインなど、住民が積極的に城下町の面影が残るまちなみづくりに取り組んでいます。
- ・市街地内の建物の中には、色彩や素材など沿道からの見え方に配慮しているものがある一方で、派手な色彩の建物も点在しており、配慮が必要です。
- ・街路樹の樹種が異なり、統一感がない道路景観の幹線道路も一部存在しています。



②田園景観

○九州山地を背に広がる水田景観

- ・稲作に適した小丸川北部の沖積平野に広がる水田と山際などに並ぶ集落から形成される農村景観です。
- ・水辺や水田は景観を阻害する障害物が少ないため、小丸川の水辺や水田の中を走る道路からは、九州山地を望む雄大な田園景観が広がります。
- ・田園の真ん中を走る国道 10 号沿線には建物が並び、その中には、景観を阻害するような高い建物や派手な色彩の建物も見られます。



③海浜景観

○雄大な日向灘の景観

- ・ 風を遮る大きな半島や島がなく外洋に直接面している日向灘が生み出す、雄大な海浜景観です。
- ・ 高鍋海水浴場周辺はカキ小屋やキャンプ場が並び、人が休みながら海の景観を楽しむことのできる心地よい視点場となっています。
- ・ 小丸川河口付近の鳴野の浜周辺には、希少種であるハマボウが群生し、高鍋の特徴的な海浜景観の一つとなっている。
- ・ むき出しのコンクリート護岸や砂浜のゴミなど、景観に悪影響を与えるものに対する配慮が望まれます。



④台地景観

(北部)

○古墳群と農用地が調和した個性的な景観

- ・ 持田古墳群をはじめ、古墳が茶畑やキャベツ畑の中に点在しており、文化的景観と歴史的景観が調和した個性的な景観です。
- ・ 急な傾斜の台地の縁に位置する高鍋大師は高鍋町全体および日向灘を一望できる絶好の眺望点です。
- ・ 国道 10 号沿線は、鬼ヶ久保・俵橋沿道修景植栽地区に指定されており、良好な沿道景観を作り出しています。
- ・ その一方で、幹線道路沿いには派手な色彩の広告や建物も点在し、配慮が求められます。



④台地景観

(南部)

○開放感のある農業景観

- ・平坦な洪積台地に農用地が広がり、景観を阻害するような高い障害物が少ないため、開放感のある農業景観が広がります。
- ・一部の沿道では、生垣や庭先の鉢植え等の緑化がなされ、うるおいのある景観を演出しています。
- ・利用されていない農業用施設が見られ、配慮が求められます。また、台地東側の縁に位置する南九州大学跡地は、有効な跡地利用が求められます。



⑤丘陵地景観

○湿原など自然豊かな緑の景観

- ・宮田川やその支流により入り組んだ複雑な地形が、高鍋湿原等の豊かな自然景観を生み出しています。
- ・四季彩のむら、およびその周辺は、昔ながらの里山に棚田が現存し、穏やかな農村景観が広がり、レンゲや菜の花などの草花や稲作、ソバの収穫風景など四季折々の風景が楽しめます。
- ・幹線道路沿いの派手な四季彩の広告やスカイラインを分断する鉄塔などには、配慮が必要です。



⑥歴史・文化的景観

○高鍋城址を中心とした城下町景観

- ・高鍋城址の石垣や城堀、高鍋藩家老屋敷黒水家住宅等、城下町の面影を残す歴史的資源です。
- ・高鍋商店街をはじめとした城下町の面影を残すために色彩や素材に配慮した建物です。



○神楽・祭事などの文化的景観

- ・県の無形民俗文化財に指定される高鍋神楽をはじめ、町内に伝承される多数のバリエーション豊かな神楽です。
- ・高鍋城灯籠まつりや桜まつりなど町民に親しまれているおまつりです。



第1章 景観計画の区域

[景観法第8条第2項第1号]

第1節 景観計画の区域

高鍋町では、日向灘や小丸川などの多様な自然景観、中心市街地などの市街地景観、高鍋城址や高鍋神楽をはじめとする歴史的・文化的景観などの高鍋らしさを醸し出している多様な景観が町全域にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、町全体での良好な景観づくりを進めるために、町全域を景観計画の区域として定めます。



▲高鍋町の景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

[景観法第8条第3項]

第1節 基本目標

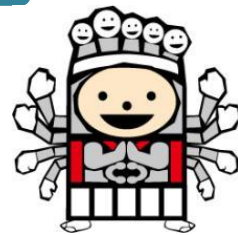
本町は、日向灘や小丸川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、近世城下町を母体として時代毎の人々の営みによってその歴史を刻んできました。それらが蓄積し、現在の高鍋固有の景観が成り立ってきました。長い時間をかけて変化してきた高鍋の風土や、長い年月刻まれてきた高鍋の歴史を大切にし、新しいものをつくるときはそれらとの調和を図ることで、高鍋らしい景観を育んでいきます。

この高鍋らしいわが町の景観に愛着や誇りを持った住民の心が、心地よい地域景観を守り、育み、次世代へ継承していくことにつながります。この住民の心を原動力に、雄大な自然と近世城下町の歴史・文化が織り成す高鍋らしい景観を“守り”“育み”“つくり”ながら、住民の心が通った景観づくりを推進していきます。

そのため、住民一人ひとりが心から高鍋の景観づくりに取り組み、高鍋の魅力と固有の景観づくりを次世代に引き継ぎ、住む人にとっても、訪れる人にとっても、心地よいまちとしていくために、以下を景観づくりのキャッチフレーズとして定めます。

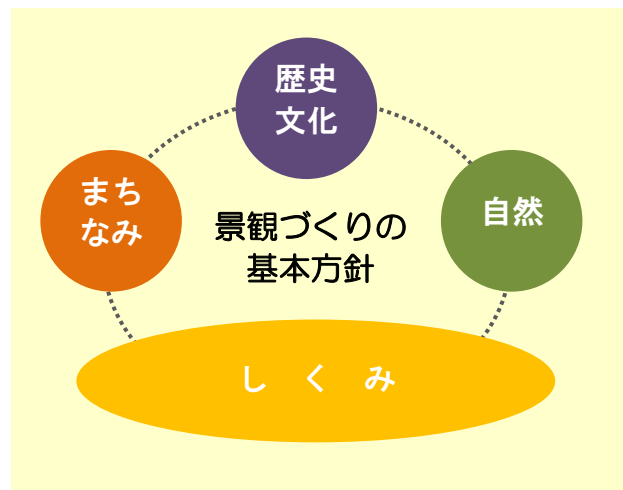
景観づくりのキャッチフレーズ

海に山に城下町におだいっさん
ちんこめけど なんでもあるよ！
おもしろっちゃが！
たかなべ お宝景観づくり！



第2節 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき高鍋の景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、目標とする高鍋の景観を実現していくため、本町の景観を構成している4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定めます。



まちなみ

- ①町の顔となる中心市街地の景観を守り・育てる！
- ②郷愁を誘う牧歌的な集落地の文化的景観を守り・育てる！
- ③幹線道路沿線の車窓景観を守り・育てる！



自然

- ④日向灘沿岸の美しい海浜景観を守り・育てる！
- ⑤小丸川を中心とした美しい田園景観を守り・育てる！
- ⑥広大な台地とそこからの良好な眺望景観を守り・育てる！
- ⑦湿地や変化に富んだ丘陵地の独特の自然景観を守り・育てる！



歴史文化

- ⑧城下町情緒漂う景観や歴史・文化的資源を取囲む景観を守り・育てる！
- ⑨高鍋神楽をはじめとした固有の民俗文化の景観を守り・育てる！



しくみ

- ⑩“協働の景観まちづくり”の意識啓発を図る！
- ⑪効果的な景観形成を促す“しくみ”の構築！
- ⑫観光振興に向けた効果的な景観PRを図る！



まちなみ

①町の顔となる中心市街地の景観を守り・育てる！

高鍋しんきん通りや高鍋駅から役場に向かって伸びる目抜き通りである高鍋高岡線（県道 24 号）、高鍋停車場線（県道 311 号）の沿線をはじめとした中心市街地は、高鍋の市街地の骨格を成すまちなみとなっています。

そのため、これら町の顔となる市街地の景観について、ユニバーサルデザインを基本としつつ、重点的に守り・育て・つくり、多くの方に景観の向上を実感できるような効果的な景観形成を推進します。



②郷愁を誘う牧歌的な集落地の文化的景観を守り・育てる！

町西部の丘陵地や南北河岸段丘の台地、および市街地周辺に広がる田園地帯には、四季彩のむら周辺をはじめとした牧歌的な雰囲気のある集落地が点在しています。これら集落地は、どこかしら懐かしさを感じる、心のふるさととも言えるべき景観を呈しており、生活文化が醸成した高鍋らしさを構成する景観の一つといえます。

そのため、これら集落地の文化的景観を守り・育て、みんなの心のより所となる高鍋景観の底力を醸成していきます。



③幹線道路沿線の車窓景観を守り・育てる！

国道 10 号沿線は、町内外の人々の主要な動線であることから、多くの人の目に触れる、町の景観の骨格軸とも言える地域となっています。

そのため、町内外の多くの人に良好な景観を実感して頂けるように、これら高鍋景観の骨格と成る国道 10 号沿線の景観を、ユニバーサルデザインを基本としつつ、一定の品格を持った景観へと育成していきます。



自然

④日向灘沿岸の美しい海浜景観を守り・育てる！

美しく雄大な姿を湛える日向灘の景観は、高鍋景観最大の資源の一つと言えます。

そのため、美しい海浜景観と併せて、これら海浜景観と一体となっている沿岸の松林や集落地の景観を、高鍋を代表する美しい自然景観として守り・育てていきます。



⑤小丸川を中心とした美しい田園景観を守り・育てる！

背景の河岸段丘の斜面緑地や遠景の九州山地の山々を背景に広がる、小丸川北部を中心とした広大な田園地帯は、高鍋景観の土台となる景観の一つと言えます。

そのため、小丸川沿岸の広大な農地景観と併せて、これらと一体となって美しい田園景観を形成している山際の集落地景観、および背景となる斜面緑地や遠景の山なみへの眺望景観を、高鍋景観の“地”となる主な景観として守り・育てていきます。



⑥広大な台地とそこからの良好な眺望景観を守り・育てる！

小丸川の河岸段丘上の台地には、茶畑や畑地を中心とした広大な田園景観が広がり、点在する古墳群と併せて、高鍋特有の景観となっています。

そのため、これら点在する古墳群と調和した広がりのある台地景観と併せて、台地縁辺部から臨む高鍋平野や日向灘へのダイナミックな眺望景観を、高鍋固有の景観として守り・育てていきます。



⑦湿地や変化に富んだ丘陵地の独特の自然景観を守り・育てる！

町西部は、九州山地につながる変化に富んだ丘陵地となっており、希少種の生息する高鍋湿原も内包する独特の自然景観となっています。

そのため、これら丘陵地の自然景観を、高鍋のみならず広く地球の資産として大切に守り・育てていきます。



歴史文化

⑧城下町情緒漂う景観や歴史・文化的資源を取囲む景観を守り・育てる！

高鍋一番街商店街や高鍋城址、武家屋敷通りをはじめとした旧城下町地区のまちなみは、城下町情緒を今に伝え、高鍋らしさ土台となる重要な景観です。

そのため、城下町の遺構を保全しつつ、積極的に城下町情緒の育成に向けた景観づくりを、高鍋一番街商店街のまちづくり等と連携しつつ推進していきます。

また、この他にも、持田古墳群や高鍋大師などの、高鍋固有の歴史・文化的な資源が町内の随所に点在します。

これらの点在する歴史・文化的景観についても、その周辺地区と併せて守り・育てていきます。



⑨高鍋神楽をはじめとした固有の民俗文化の景観を守り・育てる！

平安時代に端を発すると考えられるバリエーション豊かな高鍋神楽や、鳴野棒踊りなどの神事、住民に親しまれる高鍋城灯籠まつりや桜まつりなどのお祭りは、高鍋らしさを形成する重要な景観要素となっています。

そのため、活動の土台となる地域コミュニティ等の運営組織づくりと併せて、これら民俗文化の景観を守り・育てていきます。



しくみ

⑩“協働の景観まちづくり”の意識啓発を図る！

町の隅々まで目の行き届いたきめ細かな景観づくりのためには、住民主導による草の根的な景観づくりが必要不可欠です。

そのため、景観関連の計画や整備の検討プロセスの中で、景観づくりに対する関係者の意識を高めるような工夫を織り込み、住民主導の景観まちづくりの土台となる、関係者の景観への意識啓発を図っていきます。



⑪効果的な景観形成を促す“しくみ”の構築！

景観のルールは、それ自体定性的で幅のある表現になることが多く、良好な景観づくりは、運用者の裁量に委ねられる部分が多少なりとも存在します。また、同じ景観ゾーンにおいても、同様のルールが有効とは限らず、ケースごとに周辺との調和を総合的に勘案しつつ、最適な景観づくりを検討していくことが望まれます。

そのため、良好な景観の将来にわたる担保を目的に、専門家を含む第三者機関の設置やフットワークの良いデザインチェックシステムなど、実効性の高い景観づくりに向けた“しくみ”の構築を検討していきます。

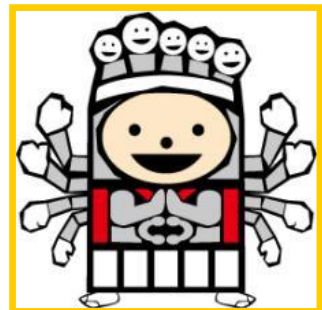
また、“協働の景観まちづくり”の促進に向けて、既存のものを含む緑化や修景の助成制度の総合的な活用促進、およびその他支援制度等の創設を検討していきます。



⑫観光振興に向けた効果的な景観PRを図る！

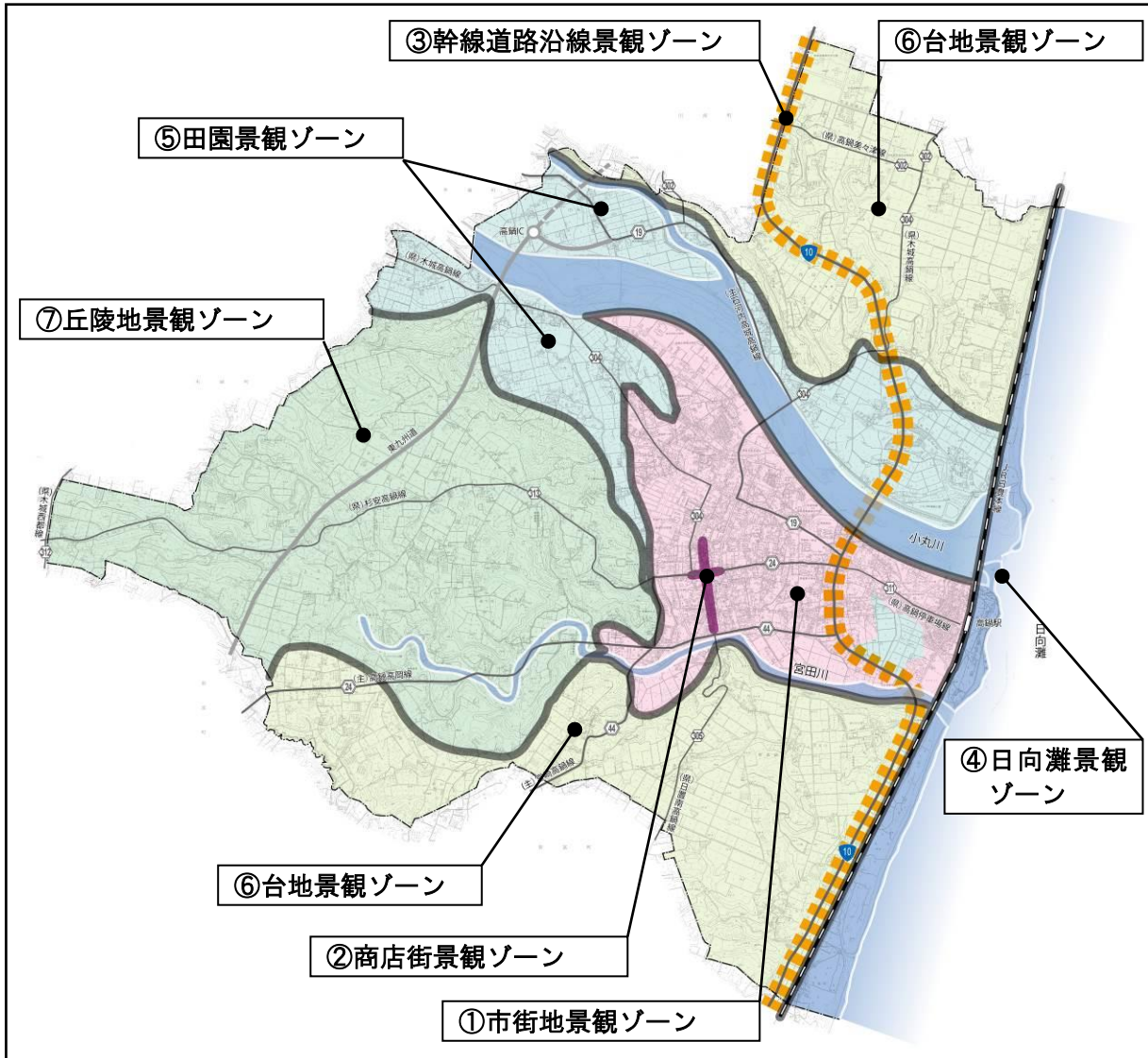
日向灘や丘陵地をはじめとした美しい自然、高鍋一番街商店街や高鍋城址をはじめとした城下町情緒のあるまちなみ、持田古墳群や高鍋大師をはじめとした歴史・文化的な景観など、高鍋に多様でユニークな景観が存在しています。今後は、これら高鍋景観を重要な資源として捉え、町の魅力アップや観光等の産業に、よりいっそう活かしていくことが望まれます。しかし、現状としては町内外にその魅力が十分に知らしめられているとはいえない状況です。

そのため、まずは町のみなさん自らが高鍋景観の魅力をよりいっそう把握・共有し、愛着をもって町内外に発信していく“しくみ”とサイクルを構築するとともに、各種メディアを駆使して、高鍋景観の魅力を戦略的にPRしていきます。



第3節 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本町の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



▲景観構造区分図

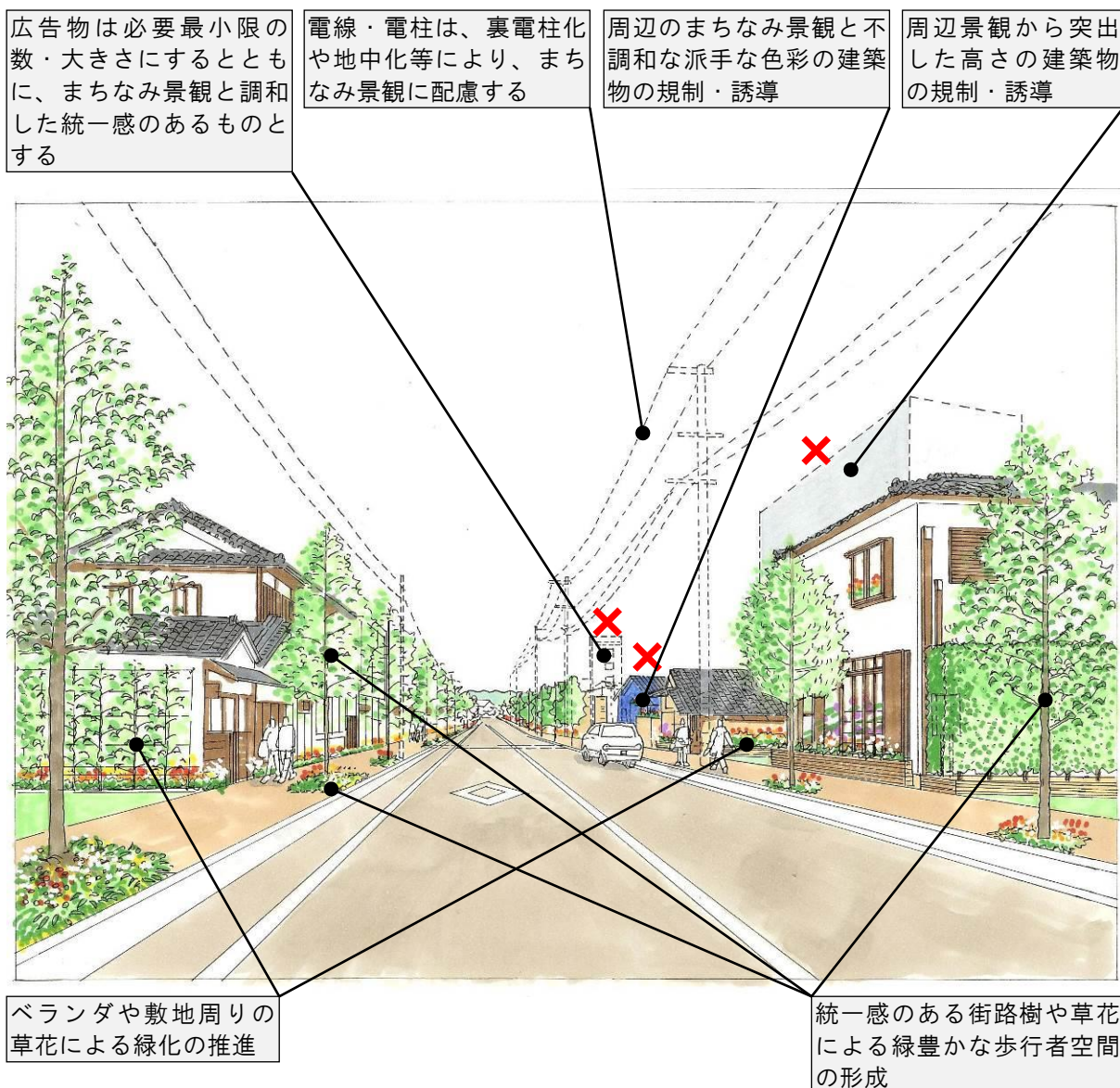
【 景観形成方針 】	
①市街地景観ゾーン	「高鍋の顔にふさわしい 品格と落ち着きのあるまちなみ景観づくり」
②商店街景観ゾーン	「歩いて楽しい 城下町情緒の漂う賑わいのまちなみ景観づくり」
③幹線道路沿線景観ゾーン	「高鍋の景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり」
④日向灘景観ゾーン	「日向灘の美しい海浜景観、およびこれと調和した集落景観の保全・育成」
⑤田園景観ゾーン	「小丸川三角州に広がる 美しく広大な田園・集落景観の保全・育成」
⑥台地景観ゾーン	「洪積台地に広がる 古墳群と調和した田園・集落景観の保全・育成」
⑦丘陵地景観ゾーン	「湿地や丘陵地の美しい自然景観、およびこれと調和した棚田・集落的文化的景観の保全・育成」

1. 市街地景観ゾーン

【景観形成方針】

「高鍋の顔にふさわしい 品格と落ち着きのあるまちなみ景観づくり」

- ・ 高鍋の中心地としての重点的なまちなみ景観誘導、道路等の公共施設の景観整備
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による家まわり・沿道の緑化の推進

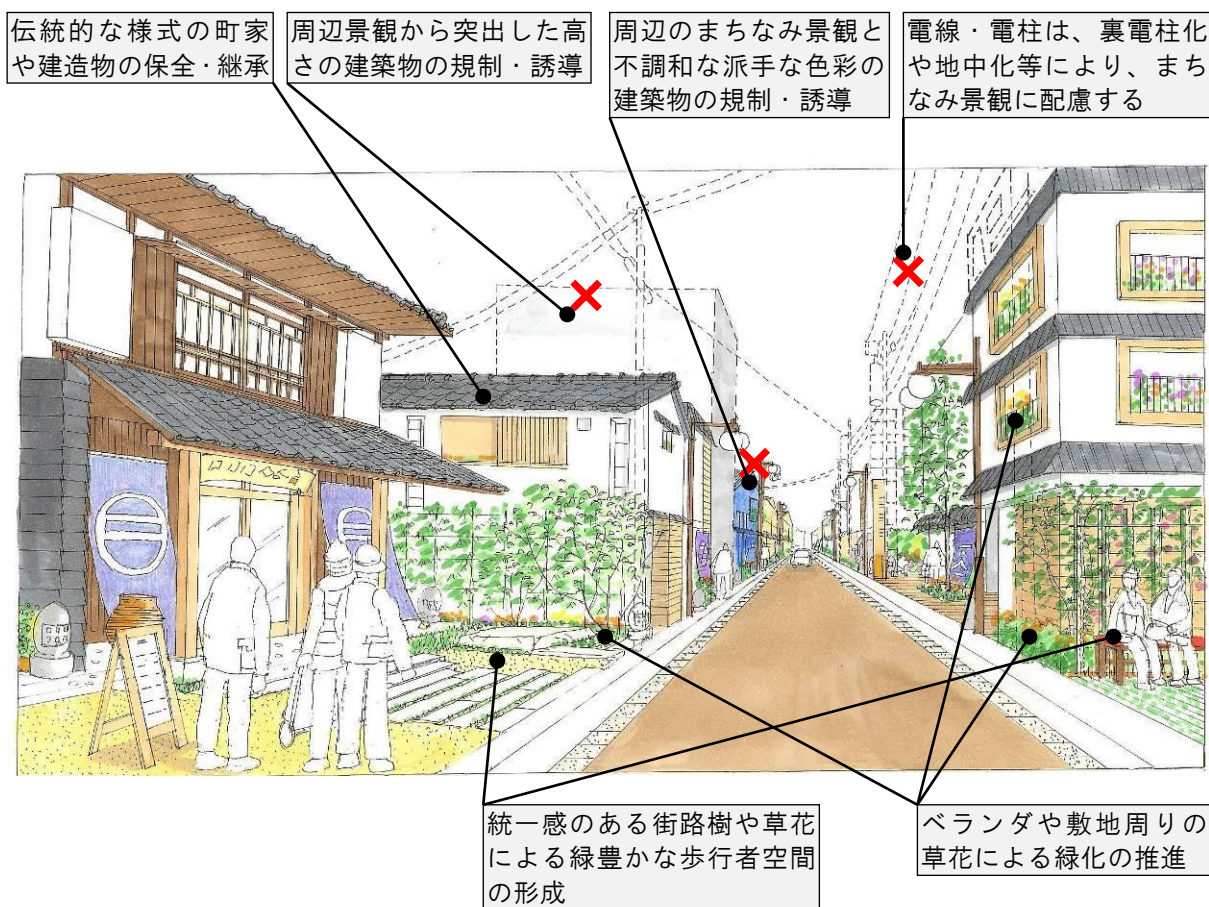


2. 商店街景観ゾーン

【景観形成方針】

「歩いて楽しい 城下町情緒の漂う賑わいのまちなみ景観づくり」

- ・ 景観拠点としての重点的なまちなみ景観誘導、道路等の公共施設の景観整備
- ・ 落ち着いた色彩、和風の形態・意匠等、「町家風」のまちなみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による店先の緑化推進、憩いのオープンスペースの確保

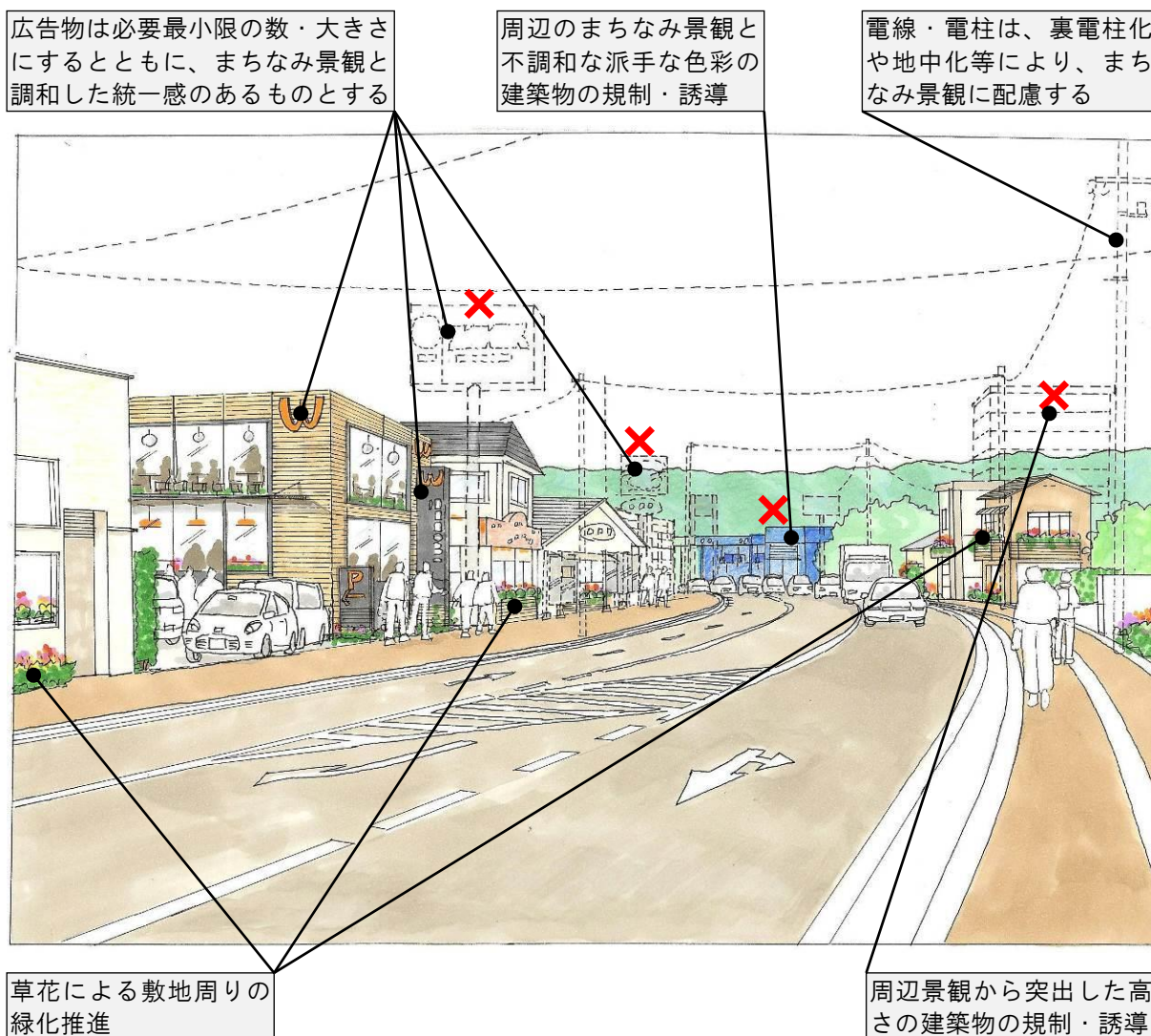


3. 幹線道路沿線景観ゾーン

【景観形成方針】

「高鍋の景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり」

- ・ 高鍋の玄関口、骨格軸にふさわしい車窓景観づくり
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による店先・沿道の緑化の推進

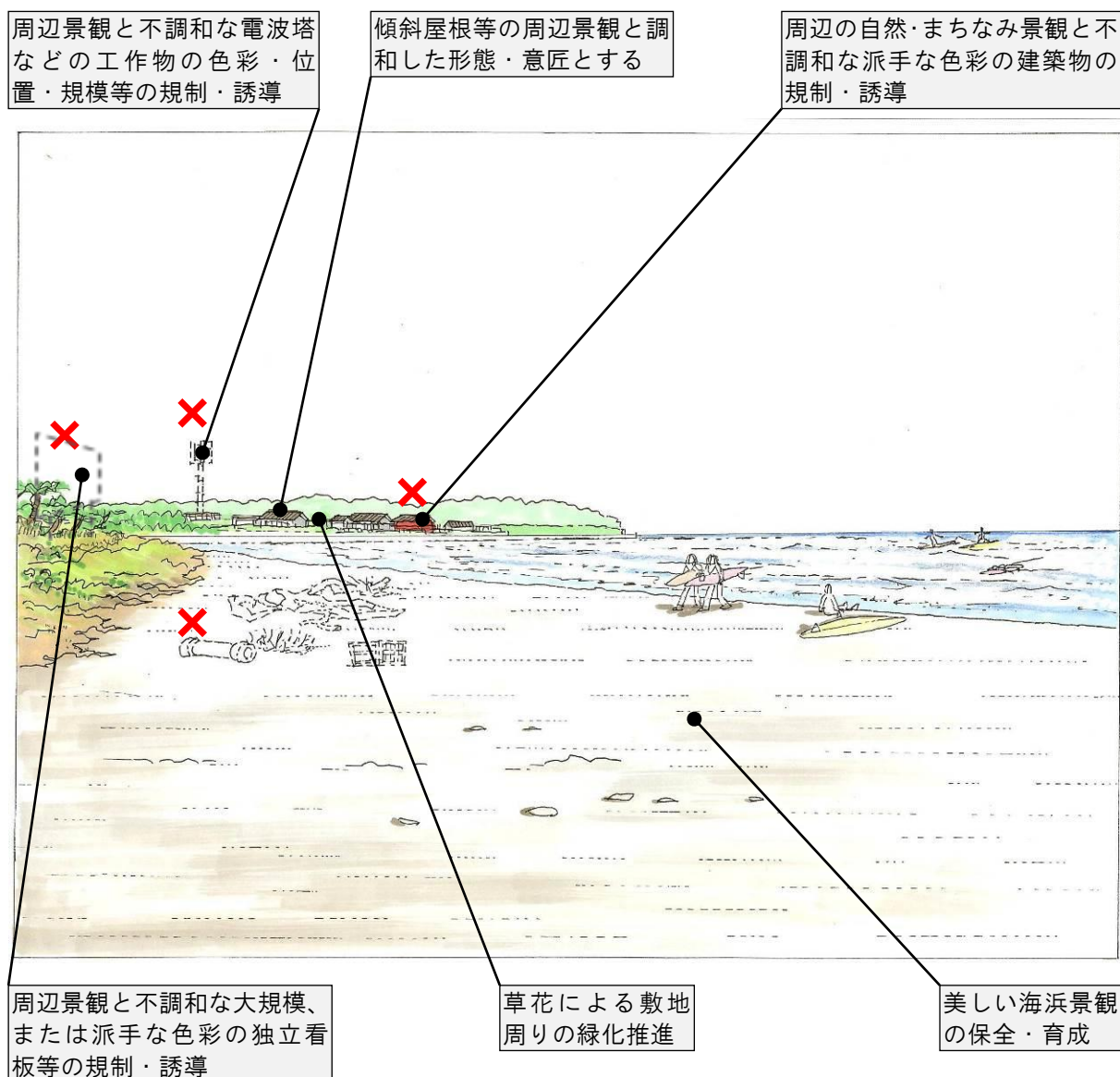


4. 日向灘景観ゾーン

【景観形成方針】

「日向灘の美しい海浜景観、およびこれと調和した集落景観の保全・育成」

- ・ 日向灘を一望する美しい海浜景観の保全・育成
- ・ 落ち着いた色彩等、自然海浜と調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化の推進

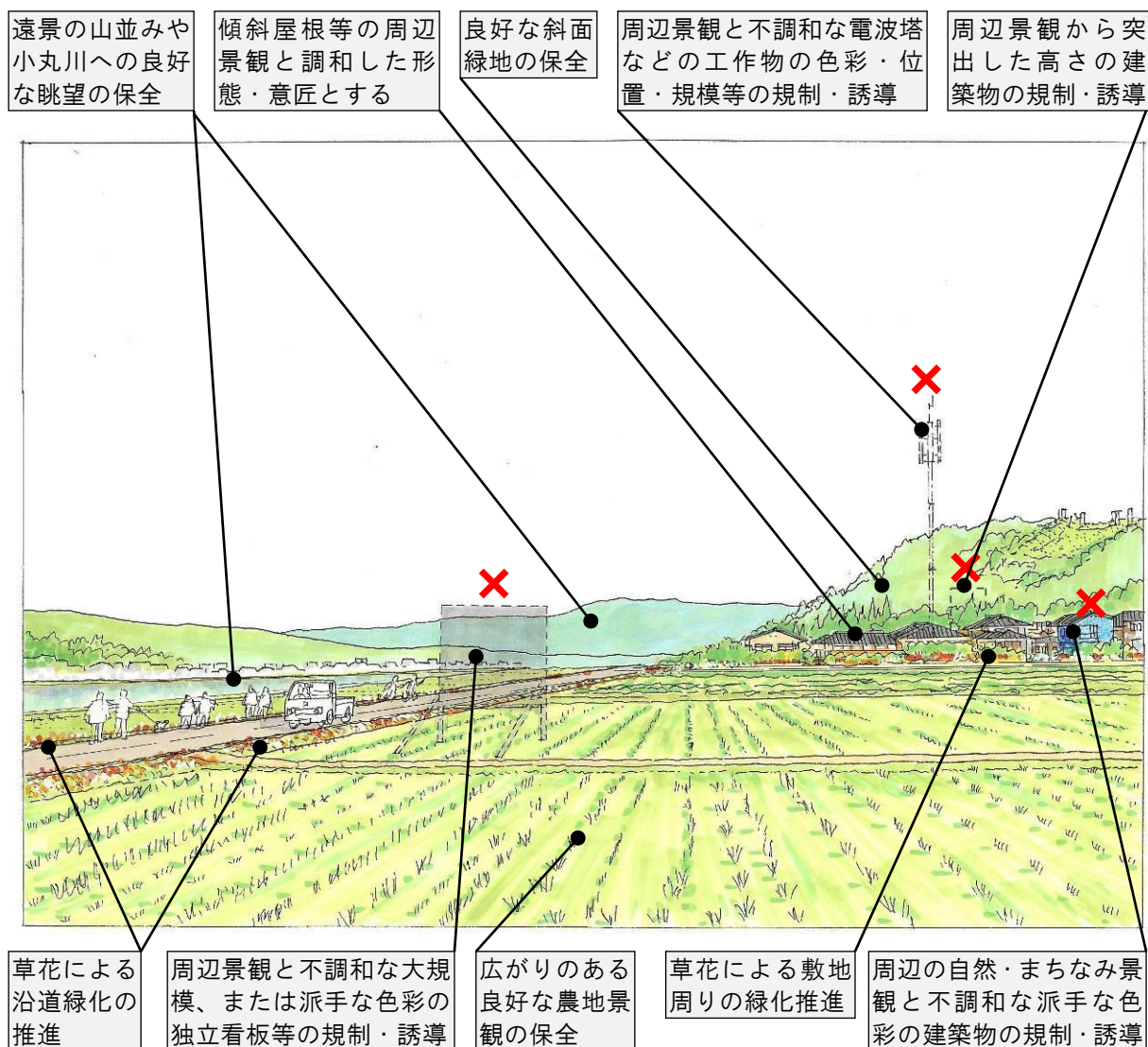


5. 田園景観ゾーン

【景観形成方針】

「小丸川三角洲に広がる 美しく広大な田園・集落景観の保全・育成」

- ・ 美しい田園・集落景観の保全・育成
- ・ 落ち着いた色彩等、田園や河川・背景の山なみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化の推進

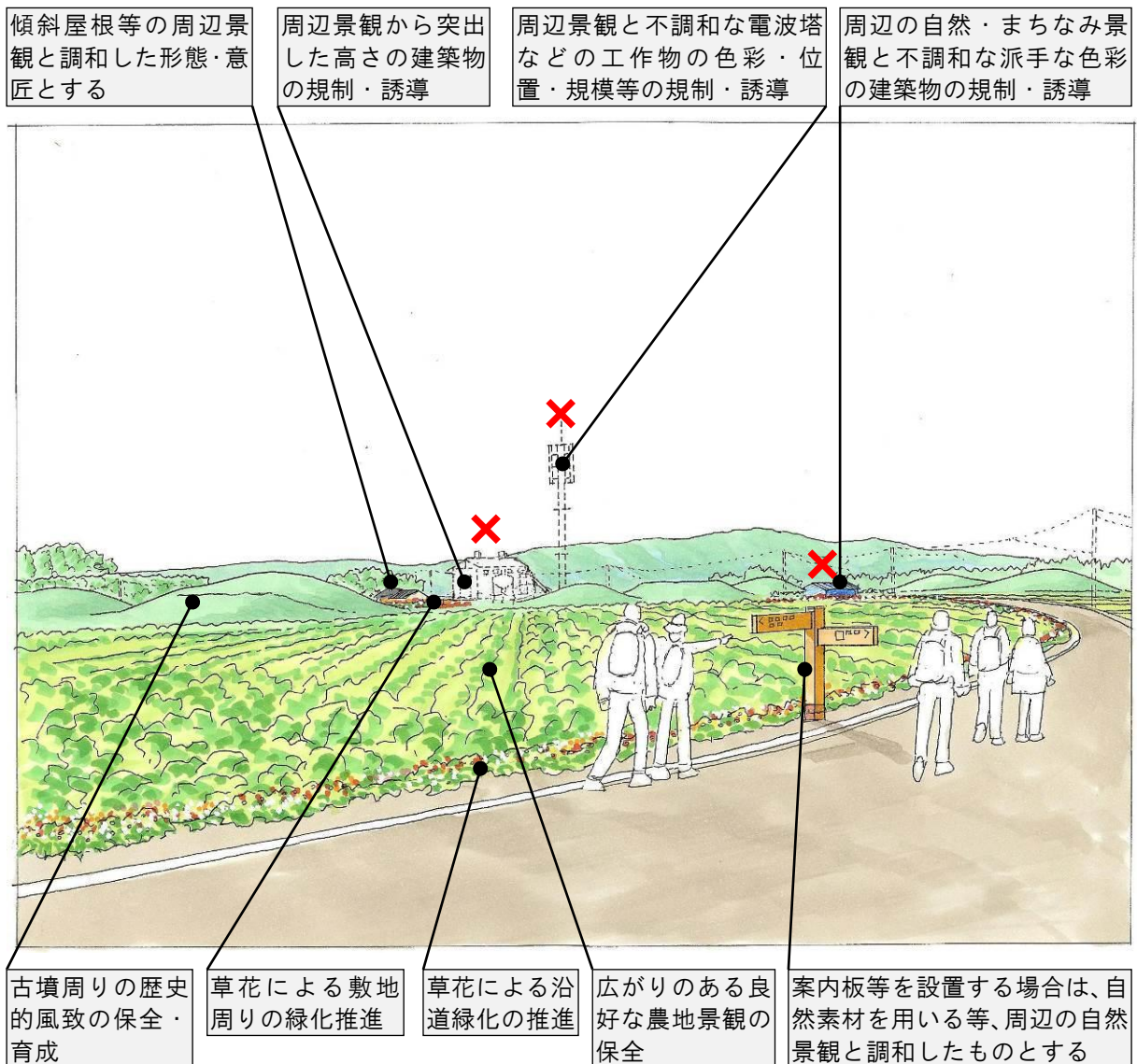


6. 台地景観ゾーン

【景観形成方針】

「洪積台地に広がる 古墳群と調和した田園・集落景観の保全・育成」

- ・ 美しい田園・集落景観の保全・育成
- ・ 古墳群とその周辺の歴史的雰囲気への保全
- ・ 落ち着いた色彩等、古墳群や田園、背景の山なみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化の推進

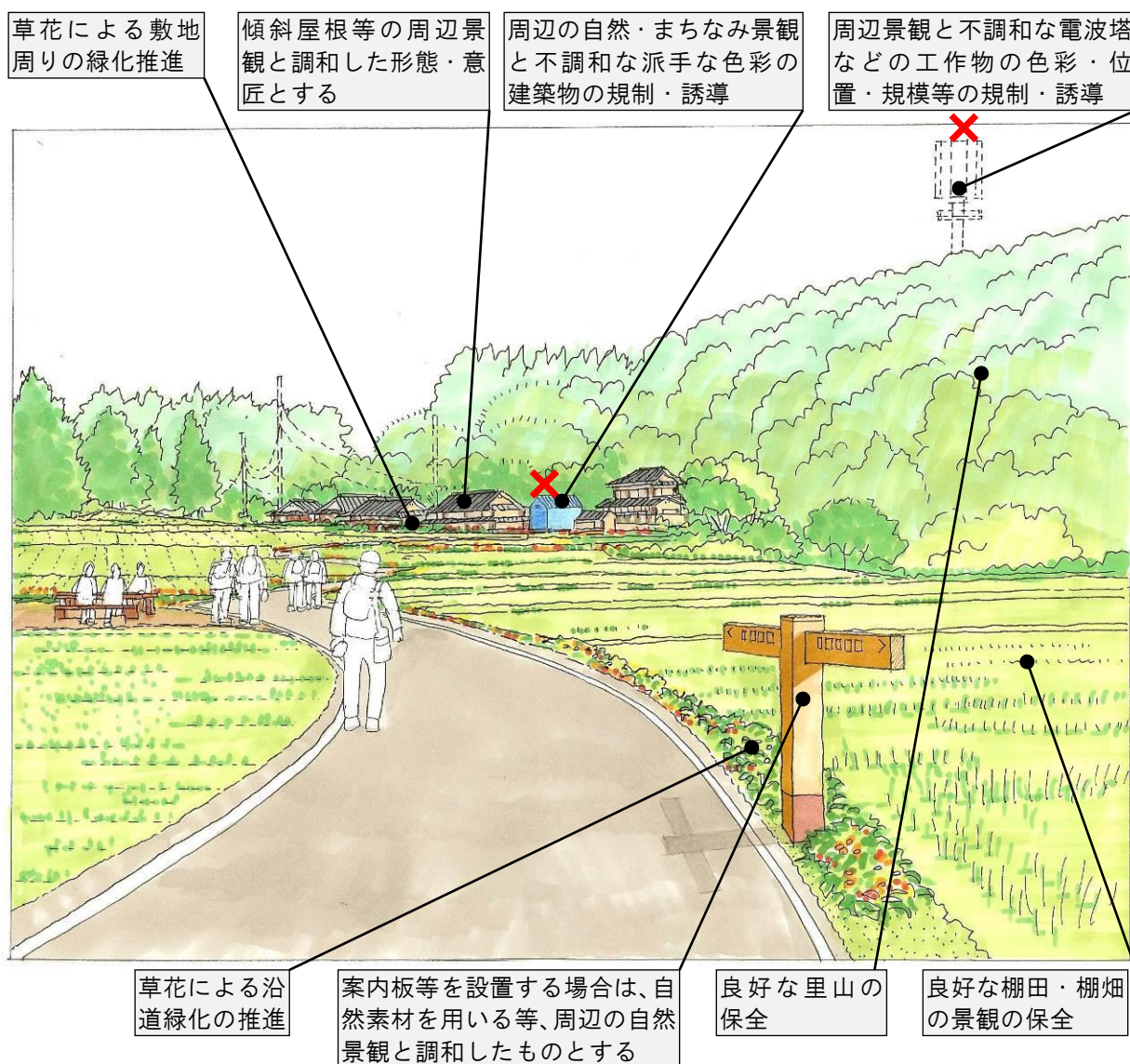


7. 丘陵地景観ゾーン

【景観形成方針】

「湿地や丘陵地の美しい自然景観、およびこれと調和した棚田・集落の
文化的景観の保全・育成」

- ・ 湿地や樹林地の保全
- ・ 牧歌的雰囲気漂う棚田や集落地の文化的景観の保全・育成
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺の山なみと調和した色彩・形態の建築物への誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化の推進



第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 〔景観法第8条第2項第2号〕

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、建築物・工作物の建築などについて、良好な景観形成のための制限を定めます。これにあたり、効果的な景観誘導を推進するために、町全域を対象に景観の底上げを目的としたゆるやかな基準を設けます。

また、制限の対象としては、景観形成に大きな影響をおよぼす可能性のある建築行為等とします。これらについて、景観に配慮した行為となっているかをチェックするために、届出を義務付けます。

第1節 届出対象行為

1. 建築物・工作物

	届出対象行為（※1）	届出対象範囲（※2）
建築物	新築、増築、改築、移転のほか、 外観を変更することとなる修繕、 模様替え、色彩の変更	全ての建築物
工作物 （※3）	新築、増築、改築、移転のほか、 外観を変更することとなる修繕、 模様替え、色彩の変更	建築基準法第6条1項の規定により、 建築確認申請が必要となるもの

※1：ただし、下記に該当する行為は届出の対象外とします。

- ・仮設の建築物の建築等
- ・災害、事故、火災等により施設または工作物が損壊した場合における緊急的な機能回復または維持に必要な工作物の新設、増築、改築または移転
- ・その他町長が認める行為

※2：ただし、下記に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
新築、増築、改築、移転	その部分の水平投影面積の合計が 10 m ² 以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※）又は屋根面の水平投影面積（※）の 5分の1以下となるもの（※：壁面広告を含む面積とする。）

※3：工作物とは、建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物を指します。



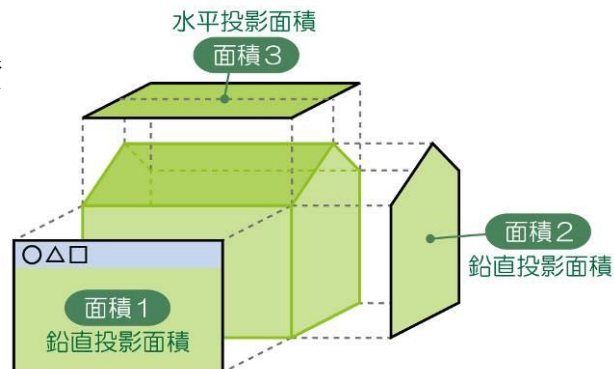
【参考】建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物の種類

- ① 煙突
- ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ③ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ 観光用のエレベーター、エスカレーター
- ⑥ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑦ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑧ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑨ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑩ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑪ 飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑫ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

【各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積】

- ・各壁面の鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のこと。
- ・屋根面の水平投影面積とは、下図の面積3のこと。
- (ただし、見えない壁面についても同様に考えるものとします。)

※水平投影面積および鉛直投影面積は、壁面広告の面積を含みますが屋上広告物の面積は含みません。



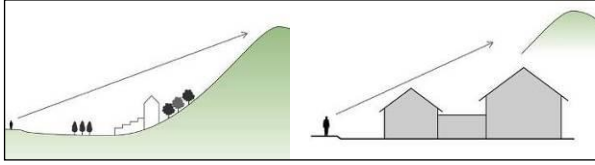
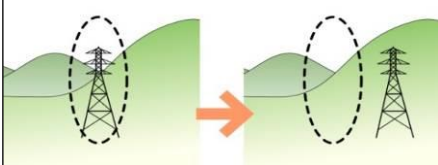

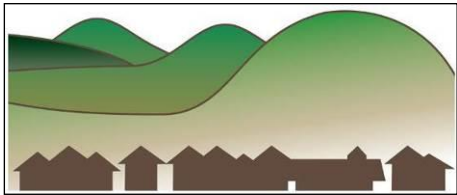

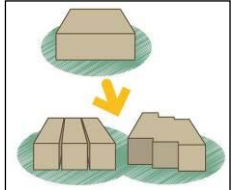
2. 届出の必要はないが、「景観形成基準」に配慮すべき行為


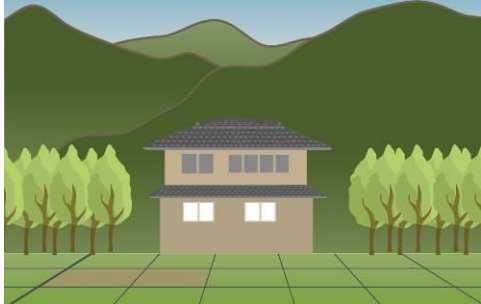
「届出対象行為」に含まれないすべての景観形成に係わる行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するよう配慮するものとします。

第2節 届出対象行為に係る景観形成基準

配置、高さ、形態・意匠、色彩・素材、屋外設備類、外構、緑化、照明といった景観項目について、基準を設けます。

1. 全域の景観形成基準

項目	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> ●道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の自然景観との調和やまちなみの連続性に配慮した配置とする。 ●山なみや台地の稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●山なみや台地の稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。 ●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。
	 <p>(遠景) (近景) ▲稜線を阻害しない建築物の配置</p>  <p>▲稜線を阻害しないように配置を工夫した例</p>
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。
	 <p>▲山なみを遮らないように配置された建物の例</p>  <p>▲まとまりのある建築物の高さの例</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●特に、高鍋城址や高鍋商店街周辺の旧城下町地区については、和風を基調とした、城下町情緒の演出に配慮した形態・意匠とする。
形態・意匠	 <p>▲城下町情緒の演出に配慮した形態・意匠の例</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 <p>圧迫感を感じさせないように配慮した大規模建築物のイメージ→</p> 
	<ul style="list-style-type: none"> ●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。

項目	景観形成基準
建築物・工作物 色彩・素材	<p>● 周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いた色彩・素材とする。</p> <p>■ 周辺景観と調和した配色の例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 好ましくない例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>▲ 好ましい例</p> </div> </div> <p>● 特に外壁の色彩については、マンセル値により R～Y は彩度 6 以下、GY～RP は彩度 4 以下とする。</p> <p>● ただし、板張仕上等の自然素材、もしくはこれに類する仕上とする場合は、彩度 6 以下とする。</p> <p>● 上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。</p> <p>※1 本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。</p> <p>※2 ただし、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積または屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで） ② 表面に着色していない自然石、木材、土壁およびガラス等の素材本来が持つ色彩 ③ 航空法その他の法令に基づき設置するもの ④ 町長が景観に関する審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> * 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの * 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など <p>● 高鍋らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>● 耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>● 施設の外壁や屋根などの定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。</p>

項目	景観形成基準						
建築物・工作物 色彩・素材	<p data-bbox="347 286 518 320">色彩について</p> <p data-bbox="347 331 1385 432">色は、捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確に表すことはできない。このため、高鍋町景観計画では、日本工業規格（JIS）標準色表として採用されているマンセル表色系を使用している。</p> <p data-bbox="347 443 782 477">【高鍋町景観計画における色彩基準】</p> <p data-bbox="347 488 1385 589">本計画では、建築物、工作物の外壁に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相R～Yは彩度6以下、GY～RPは彩度4以下（ただし板張仕上、もしくはこれに類する仕上は彩度6以下）」としている。</p> <p data-bbox="347 600 1385 689">下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示している。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は色票で確認すること。</p> <div data-bbox="347 701 1385 1305"> </div> <p data-bbox="347 1328 614 1361">■マンセル表色系とは</p> <p data-bbox="347 1373 1385 1462">日本工業規格（JIS）に定める色の表示方法である。ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現している。</p> <p data-bbox="347 1473 518 1507">【色の三属性】</p> <table border="1" data-bbox="359 1507 933 1865"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1507 598 1552">① 色相</th> <th data-bbox="598 1507 766 1552">② 明度</th> <th data-bbox="766 1507 933 1552">③ 彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1552 598 1865"> 基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。 </td> <td data-bbox="598 1552 766 1865"> 色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。 </td> <td data-bbox="766 1552 933 1865"> 色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。 </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="949 1507 1372 1888"> </div> <p data-bbox="1005 1910 1316 1944">▲マンセル表色系のイメージ</p> <p data-bbox="347 1910 630 1944">【マンセル値の読み方】</p> <p data-bbox="347 1955 917 2011">① 5 R 4 / 14 （5アール4の14と読む） ② 色相 明度 彩度</p>	① 色相	② 明度	③ 彩度	基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。
① 色相	② 明度	③ 彩度					
基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせて用いる。	色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなる。	色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。					



項目	景観形成基準
屋外設備類	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外の配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。 
外構	<ul style="list-style-type: none"> ●道路など公共の場に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 ●駐車場、駐輪場、ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、主屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。    
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●道路に接する場所など、公共の場から見える場所についてはできる限り緑化に努める。 ●庭先に植栽スペースを確保したり、窓辺を草花で彩るなどにより、美しいまちなみ景観の形成に努める。    
照明	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の 指定の方針 〔景観法第8条第2項第3号〕

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの町の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、高鍋らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更に関して許可が必要になります。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

住民に親しまれている建築物など、町の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることのできる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または、修復が可能なこと

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物、または仮指定された建造物については、適用しません。

第2節 景観重要樹木の指定の方針

住民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、町の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木、または仮指定された樹木については、適用しません。

第5章 景観重要公共施設の整備に

関する事項 〔景観法第8条第2項第4号〕

第1節 基本的な考え方

地域の骨格となっている国道10号、東九州自動車道の主要な道路、小丸川等の河川や公共施設（景観法第8条第2項第4号口に規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設および将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置付け、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や県に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【指定基準】

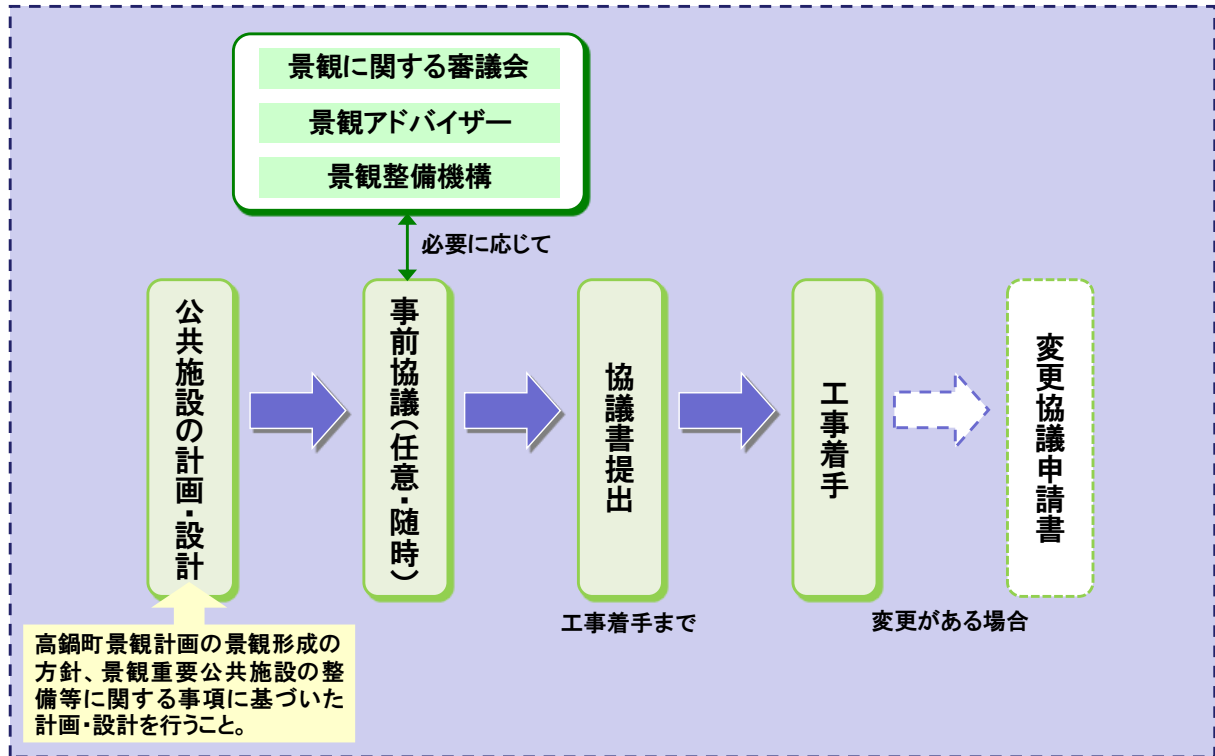
- ①町の景観の骨格をなしている。
- ②住民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③地域の景観の核として親しまれている、もしくは親しまれることが十分予想される。

第3節 景観重要公共施設の整備に関する考え方

公共施設管理者と協議の上、長期的な視点も含めた景観形成方針、施設特性に合った実現可能な具体的事項を、施設の事業段階や政策的な位置付けに応じて定めることとします。

第4節 協議の要領

景観重要公共施設の整備の際には、景観計画の「景観形成に関する方針」ならびに「景観重要公共施設の整備の事項」に基づいて計画・設計し、工事着手前に協議書を提出することとします。



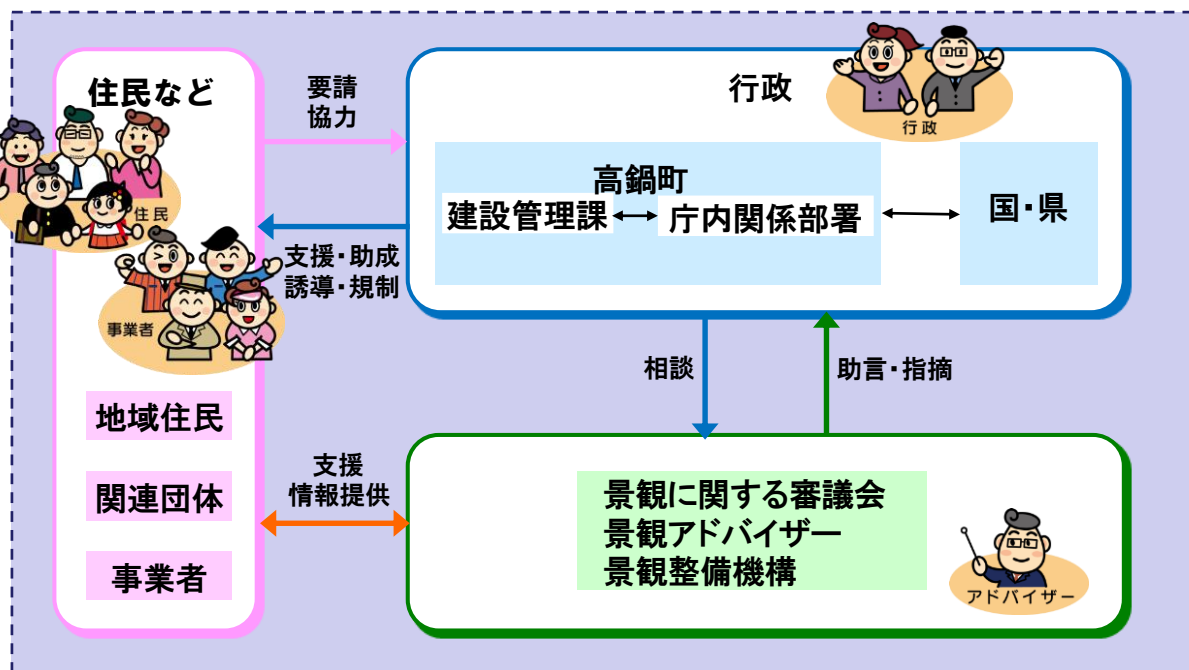
第6章 景観づくりを推進するために

第1節 推進体制

住民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。



▲住民・行政の協働の景観づくりと役割分担イメージ

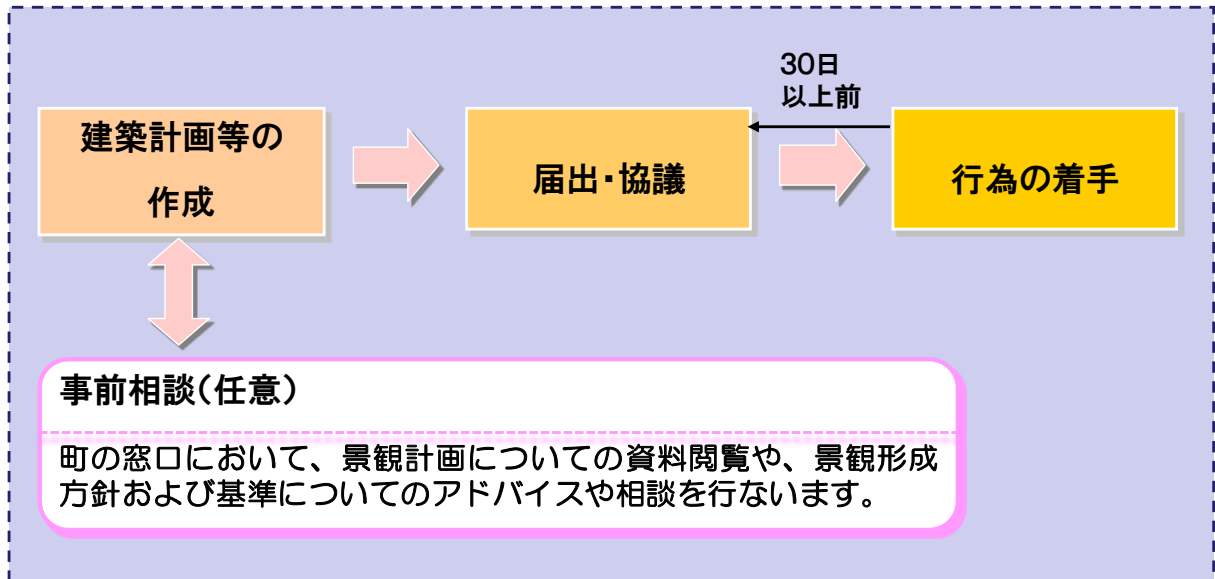


▲景観づくりの推進体制

第2節 審査体制

建設管理課が窓口となり、届出を受理します。

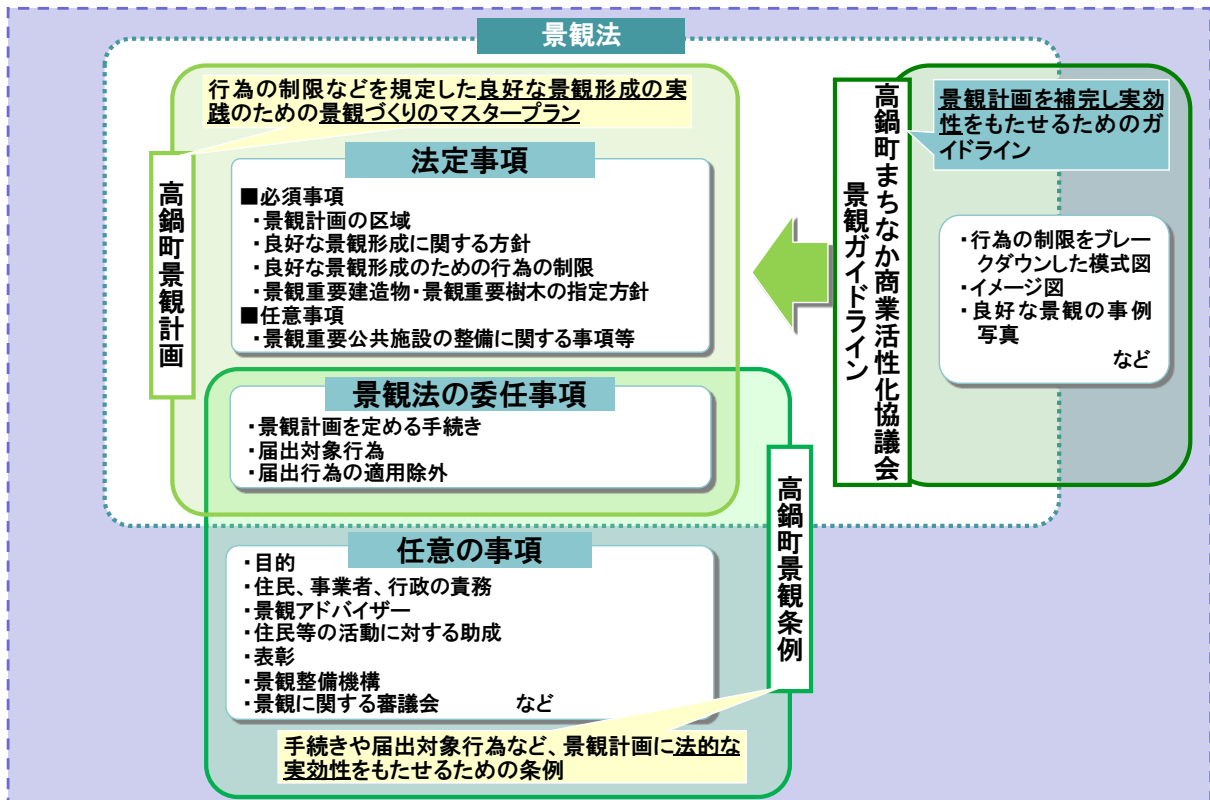
届出もれがないように、景観計画をとりまとめた概要版等を作成し、周知徹底を図ります。



▲手続きの流れ

第3節 景観計画の適用体制

計画の法的な実効性を担保する「高鍋町景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての「高鍋町まちなか商業活性化協議会 景観ガイドライン」等を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。



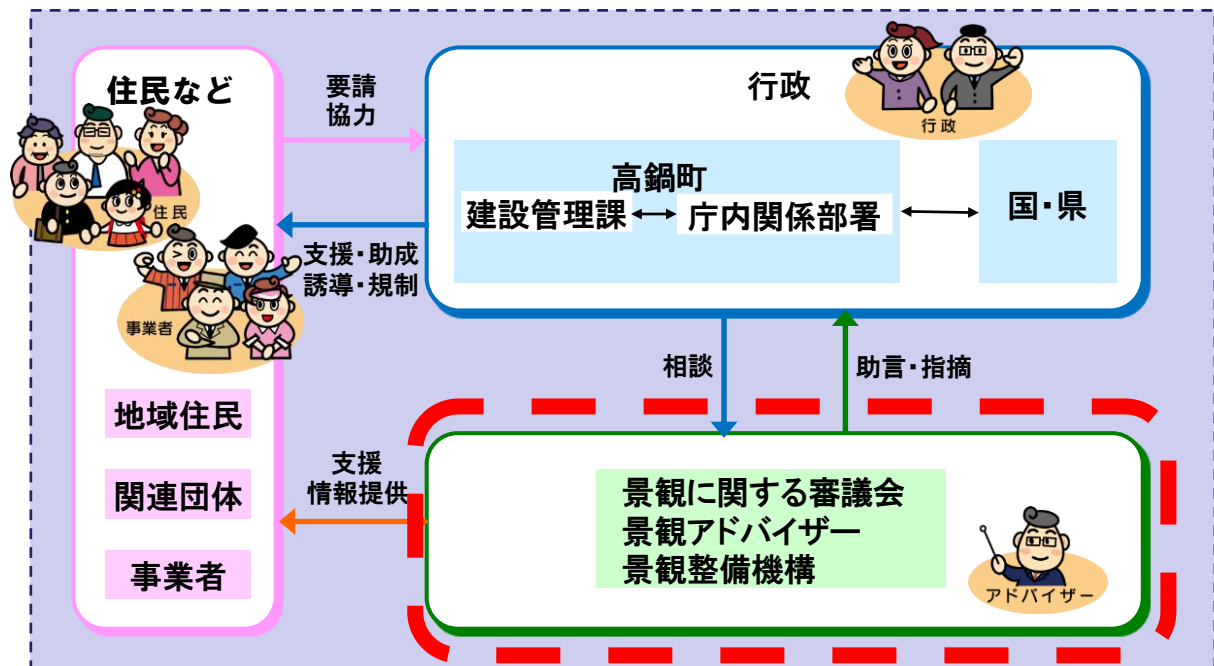
第4節 効果的な景観形成推進にあたって

現在実施している景観形成事業や景観計画策定懇談会の中で出た意見をもとに、これからの景観づくりについての方針を以下のように定めます。

1. 実効性の高い運用システム

●景観アドバイザー制度等の実効性の高い運用システム構築の検討

- ・地元の建築士や学識経験者等の景観・デザインに関する専門家を景観アドバイザーとして活用することによる、臨機応変に対応可能なフットワークのよいデザインチェックシステムなど、実効性の高い景観形成に向けた運用システム構築を検討します。



2. まちづくり等との連携

●眺望ポイントの積極的な育成

- ・台地縁辺部や城址を中心に、高鍋には良好な景観ポイントが無数に存在します。しかし、眺望点としての整備がなされていないため、美しい眺望景観が埋もれたままになっているのが現状です。そのため、景観ポイントとしての条件の揃った特に重要な視点場を抽出し、眺望を阻害している樹木の伐採等により、眺望点として積極的に育成していくことが高鍋景観の魅力アップのために効果的と考えられます。

●オープンガーデン活動の促進

- ・高鍋は、温暖な気候のため植物が繁茂しやすく、庭造りに適した地域だといえます。そのため、一部では庭造りも盛んで、自宅の庭を一般に開放するオープンガーデンのイベントも行われたことがあります。これらの活動は、住民主導の景観づくりによる地域景観の向上、住民の地域への愛着心の醸成に非常に有効であることから、今後は、庭造り教室等をはじめとしたオープンガーデン活動を促進していきます。



●パブリックフットパスづくりの推進

- ・フットパスとは、森林や田園地帯、古い町並みなどの昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことのできる小径のことです。まちの風景を身近に体感でき、身近な景観資源や歴史資源、生活文化に醸成された資源を再価値化し、まちのお宝へと磨き上げていくための戦略、手段としても非常に有効です。そのため今後は、既存のサイクリングルートや景観資源を連携させたパブリックフットパスネットワークの設定や、これらの価値を通訳してくれる案内ガイドの育成などについて、住民・町の協働により協議し、パブリックフットパスづくりを基点とした景観まちづくりの推進方策について検討していきます。



●「九州風景街道」の活動との連携

- ・九州風景街道のルート登録に向けた活動や、他ルートとの連携により、広域的な視点から見た地域間の相互連携による景観まちづくりを推進することが、広域観光振興に向けて効果的です。

3. 住民の意識啓発

●景観関連計画の検討プロセスにおける、住民主導の検討の仕組みの構築

- ・“住民が親しみを持ちやすい手づくり感のある計画策定プロセス（住民ワークショップ・住民意向調査等）”、“分かりやすいビジュアルな表現の多用”により、住民主導による“草の根的な隅々まで目の行き届いたきめ細やかな景観づくり”の土台となる、景観づくりに対する住民意識の啓発を図ります。
- ・住民の意識啓発は、持続可能な景観づくりのためには必要不可欠な要素であるため、まずは町おこしのキーマンなどの主要な人材から、小さく生んで漸進的に大きなムーブメントに育てていく必要があります。

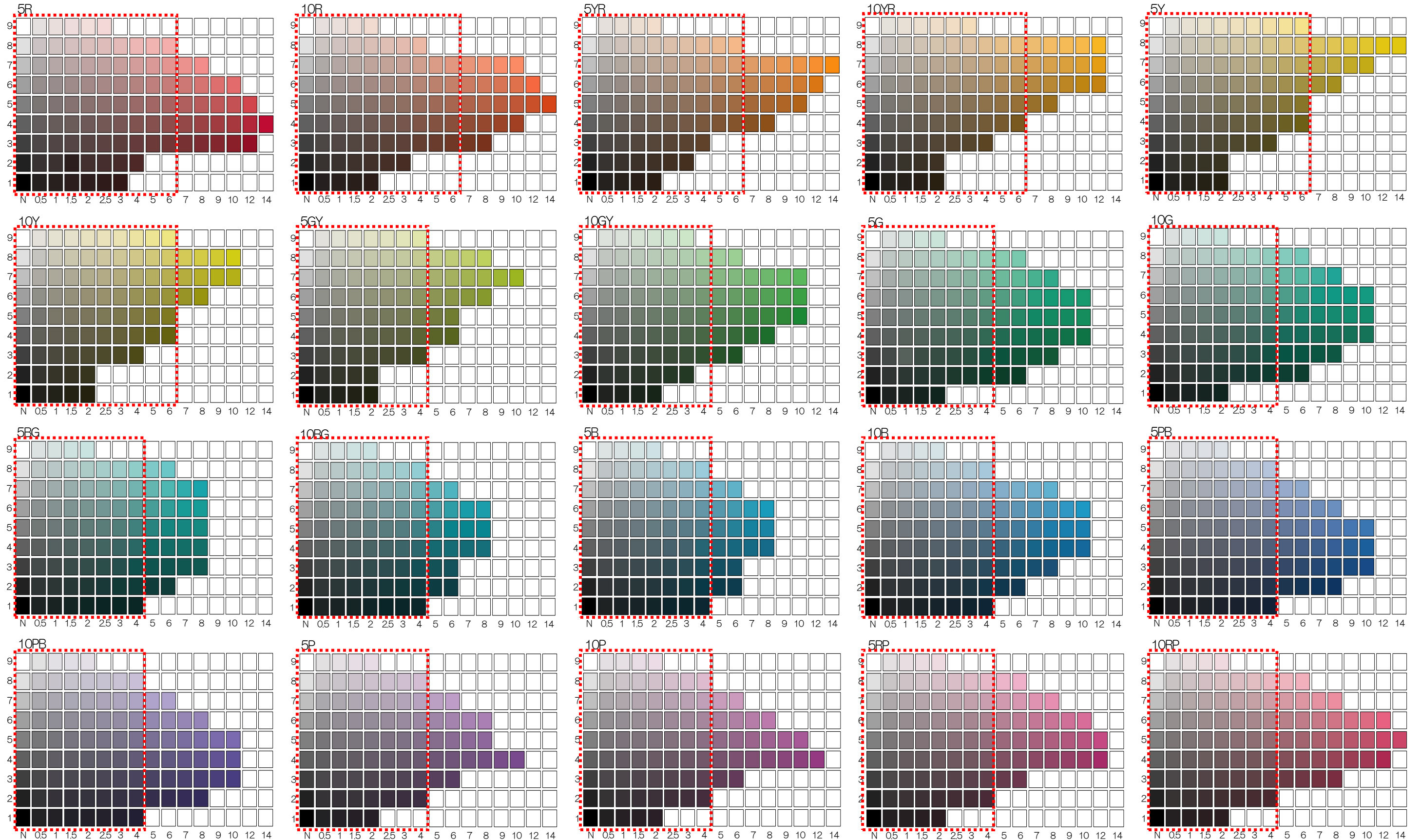


参考資料

1. 景観計画における色彩基準

高鍋町景観計画では、建築物や工作物の建設または、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。下図は、その参考図として示すもので、各色相の赤点線の枠内が使用できる色彩の範囲です。

なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認してください。



2. 用語集

あ～お

アクセントカラー	全体の中でアクセントとなる少量の目立つ色のことで、色相、明度、彩度のいずれかに大きな差をつけて強調させる色。建築物の配色の中では、庇や窓枠に取り込んだり、壁面等にストライプを設けるなどが考えられる。
屋外広告物	商業広告に限らず、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもので、看板、はり紙・はり札、広告塔および建物その他のものに表示・掲出されたものをいう。屋外広告物は「屋外広告物法」および地方公共団体が定める「屋外広告物条例」により、必要な規制が行われる。
オープンガーデン	個人の庭を一定期間、一般の人に公開するという活動。 丹精こめた庭や花壇を開放し、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむオープンガーデンは、まちやコミュニティに潤いを与えている。 発祥地の英国においては、ごく普通の個人の庭 3500 カ所以上をガイドブックで紹介しており、その中では、庭の住所・広さ・特徴・入場料・お茶とケーキサービスの有無・公開日などが掲載されている。地域全体で公開日を同時にし、大々的なイベントとする場合もある。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

か～こ

改築	従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。
ガイドライン	景観計画における「良好な景観の形成に関する方針」に示された景観形成の基準について、景観づくりの主体となる住民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例などにより、わかりやすく解説したもの。
九州風景街道	九州地方の景観、自然、歴史・文化、考古、食・産物、祭り・イベント等の地域資源を最大限活用し、暮らす人々、訪れる人々にとって魅力的な九州を実現するために、地域住民等の「美しいみちづくり」への積極的な参加と地域住民等と行政の協働により、地域の魅力を発掘、維持、発展させることを目的とした取り組み。 九州内で全 10 ルート、宮崎県内では 2 ルートが登録され、ルートごとに沿道の草花緑化などの活動を推進している。今後も登録ルートを増やしていく方針であり、「ひむか神話街道」も登録候補ルートとなっている。
協働	それぞれ異なる主体が、お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。
景観軸	道路や河川などに沿って線的に形成される景観。

景観重要建造物	景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。
景観重要公共施設	景観計画区域内の景観上重要な公共施設(道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等)に関して、あらかじめ地方自治体(景観行政団体)と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられるが、一方で公共施設の整備法(道路法や河川法など)に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合性が図られる仕組みになっている。(景観法第8条)
景観重要樹木	景観法第 28 条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。
景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準、景観づくり団体等に関する規定や、独自施策として技術指導等を行う景観アドバイザー制度、住民の活動に対する助成などに関する規定を盛り込み、景観計画の実現を図る条例。
景観に関する審議会	建築物等の高さや色彩など、本町の景観形成に関する事項に関し、専門的な立場から調査審議を行う第三者機関。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成 16 年 6 月に成立し、公布された法律。
形態・意匠	建築物や工作物の景観の質に影響を与える色彩、形状、様式、材質などを様々に工夫すること。一般的にデザインともいわれる。
工作物	人工的な構造物で、土地に固定して設けられるもの。建築物のほか、橋、堤防、トンネルなどがあり、建築物と対比して建築物以外のものを意味する場合もある。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

さ〜そ

彩度	世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度および明度の三属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いた色となる。
視点場	ある景観を眺める立ち位置のこと。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指す。ビュースポットと同義。
修景	建築物の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。

た〜と

眺望点	優れた景観を眺望できる地点・場所のこと。
-----	----------------------

な〜の

ノーマライゼーション	1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
法面	切土（高い地盤・斜面を切り取って低くし平坦な地表を作る、あるいは周囲より低くする工事。また、切り取った土砂のこと）や盛土により作られる人工斜面のこと。

は〜ほ

フットパス	森林や田園地帯、古いまちなみなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと（Foot）ができる小経 Path（こみち）のこと。イギリスが発祥の地とされており、日本各地においても、住民団体、自治体を中心に整備が進められている。
-------	--

ま〜も

マンセル表色系	色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。日本では、JISZ8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。
---------	--

や〜よ

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。
擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。



ら〜ろ

ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。

わ〜ん

ワークショップ	作業場、研修会などの意であるが、都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、さまざまな立場の参加者が経験交流や、共同作業を通じて、地域の課題発見・創造的な解決策や計画案の考案・それらの評価などを行っていく活動をいう。
---------	---

高鍋町

建設管理課

〒884-8655 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地
TEL 0983-26-2016 FAX 0983-23-6303